

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	3 - 304
許認可等の種類	埋立権の譲渡の許可			
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第16条第1項			
許認可等の概要	埋立の免許を受けた者による埋立の権利の譲渡の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 〔参考〕 ・公有水面埋立ての適正化について(昭和40年9月1日港管第2021号・建河発第341号運輸省港湾局長・建設省河川局長通達)</p> <p>2 埋立ての免許に当たっては、当該埋立ての目的、出願者の資力及び信用、事業計画及び資金計画の内容、工事実施の方法等を厳重に審査し、当該埋立てを的確に遂行する意思と能力を有すると認められる場合にのみ免許するものとする。</p> <p>3 埋立権の譲渡の許可は、みだりにこれを行わないものとし、当該許可をする場合においては、2により措置するものとする。</p> <p>4 埋立の免許に当たっては、次に掲げる条件を附するものとする。この場合において、(2)の条件について、公有水面埋立法第27条第2項の規定による登記の嘱託を行うものとする。</p> <p>(1) 埋立地を埋立ての免許の際の使用目的以外に使用する場合には、免許権者の許可を要するものとする。</p> <p>(2) 埋立地に関する権利の設定又は譲渡については、免許権者の許可を要するものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日 (関係市町村長の意見聴取後。ただし、国土交通大臣の認可にかかるものについては当該認可後)			
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知			